

# 大阪市立田島小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

## 2. 本校の基本方針

上記の定義をふまえ、本校では「いじめ」はどこでも（どの学級でも）いつでも（どの時間中でも）起こり得るという認識のもと、

人権尊重の精神を基盤とし、知・徳・体の調和のとれた人間の育成

を育成するために「田島小学校いじめ防止基本方針」を確定し取り組む。

いじめの未然防止を最優先に取り組むとともに、いじめに対して早期発見・早期解決を目指すために本校の基本方針として以下の4点をあげる。

- ①いじめを未然に防ぐため、児童一人一人の自尊感情を高める教育活動を推進する。
- ②「いじめ」を絶対許さないという環境づくりに努める。
- ③いじめの早期発見、解決のために、組織的な対応を行い、多角的な視野を持った手段を講じる。
- ④児童の安全を確保するとともに、各種関係機関と連携、協力して対応していく。

## 3. いじめの未然防止についての取り組み

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

### (1) 授業改善について

#### ① 学習規律の確立や配慮を要する児童への対応

- ・正しい姿勢をとる習慣化
- ・発表の仕方、聞き方の徹底
- ・学習のつまずきの早期発見と個別支援

#### ② 「わかる授業」づくり

- ・基礎、基本の定着
- ・国語科、算数科の少人数習熟指導
- ・研究授業、公開授業などによる授業力の向上
- ・ICT機器活用の工夫

### (2) 自己有用感を高めるために

- ① 友だちや教職員とかかわり、人のかかわりを通して学級の一員としての自覚をもてる学級づくりをする。
- ② 一人一人のよさや違いを認め合える学習を推進する。
- ③ 学校行事や児童会活動などにおいて様々な文化や芸術に触れる体験を多く取り入れる。

(3) いじめを許さない、見逃さない雰囲気醸成

- ① 道徳の授業や学級活動を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ② 「いじめを絶対に許さない」「いじめは絶対に許されない」という強い認識を児童自身が持てるように様々な機会指導する。
- ③ 「インターネットを通じてのいじめを防止する」という認識のもと、情報モラル教育・情報リテラシー教育を推進する。

4. いじめの早期発見についての取り組み

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 児童観察の充実と情報の共有化について
  - ・「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という意識を持ち、全教員で児童を見守り、全教職員の共通理解を深めるために情報交換を行う。
  - ・学年や生活指導部会等を中心に、児童の変化や様子などの共有を全教職員で図る。
- ② アンケート調査の活用、教育相談（個人面接）の実施
  - ・年3回のいじめアンケート調査を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、全教職員が児童とともに解決しようとする姿勢を示す。

5. いじめの早期解決についての取り組み

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に重きを置いた指導を行う。

- ① いじめに関する相談を受けた場合、相談してきた児童の安全を確保するとともに、学級担任だけで抱えることなく、速やかに管理職及び生活指導部に報告し事実関係の有無を確認する。
- ② いじめの報告を受けた場合、いじめ防止対策委員会を開き、対応方針を決定し、全教職員で共通理解を図り対応を行う。
- ③ 関係諸機関や専門家と協力して解決にあたる。
- ④ 心のアフタケアを行う。

6. いじめ問題に取り組む校内組織

(1) 校内組織

① 生活指導部会

月に1回、生活指導部の教職員で、学級の児童の課題や指導についての情報交換、共通理解を図る。

② いじめ防止対策委員会

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置する。基本方針に基づく取り組みの実施、経過確認を行う。本委員会は、必要に応じて開催する。

(構成員)

校長、教頭、生活指導部長、当該学級担任、当該学年主任、養護教諭、関係教職員とする。

(2) 年間計画

- ・児童対象いじめアンケート調査 … 毎学期（年3回）
- ・保護者向けアンケート調査 … 7月、2月（年2回）
- ・特別支援教育研修会
- ・人権教育研修会
- ・人権教育実践研修会

(2) 保護者地域との連携

- ① 学校便り、学校ホームページ等でいじめに関する情報を発信する。
- ② いじめの問題が起きた時は、家庭と密に連携をとり、情報を伝えるとともに、家庭の様子や友達関係についての情報を集めて指導にいかす。

7. 重大事態への対処

「重大事態」

1. いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
2. いじめにより当該学校に児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(いじめ防止対策推進法 第28条)

(1) 重大事態とは

- ・児童が自殺した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害をこうむった場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは重大事態が発生したものとして報告・調査する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会、警察等の関係諸機関へ報告する。校長、教頭が中心となり、学校全体で組織的に対応し、解決にあたる。

(3) 調査の実施

学校は、事実関係を、可能な限り明確にし、調査結果を重んじ主体的に再発防止に取り組む。

(4) 調査結果の提供、報告

いじめを受けた児童及びその保護者に適切な情報の提供及び調査結果の報告を行う。



